

## 兵庫医科大学保健管理センター運営委員会規程

### (設置)

第1条 兵庫医科大学保健管理センター（以下「センター」という。）の業務を推進するため、センター規程第7条に基づき、兵庫医科大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員)

第2条 委員会は、次の委員によって構成される。

- 1 センター長
- 2 学生部長
- 3 センター長が選任する産業医の代表者1名
- 4 センター長が選任する学校医の代表者1名
- 5 衛生管理者
- 6 センター看護師
- 7 センター保健師
- 8 感染制御部から選出された代表者1名
- 9 学務部長
- 10 病院事務部長
- 11 センター保健管理室長
- 12 その他委員長が特に必要と認めた者

### (委員長)

第3条 委員会の委員長は、前条第1号の委員がこれにあたる。

### (委員会の開催)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

② 委員会は、必要の都度開催する。

### (協議事項)

第5条 委員会は、西宮キャンパス教職員、学生に関して次の事項を協議する。

- 1 保健管理(過重労働の健康管理含む)に関する実施計画の策定に関すること
- 2 健康診断（特殊健診及び特定健診含む）、予防接種の実施計画(採用時健診含む)の策定に関すること
- 3 保健指導、健康相談等の方策に関すること

- 4 精神的健康(メンタルヘルス)の保持増進の方策に関する事
- 5 安全衛生管理の諸対策に関する事
- 6 保健衛生の充実向上のための調査、研究の実施策に関する事
- 7 その他保健衛生等について必要な方策に関する事

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、センターで行なう。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て常務会で行なう。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。